

年末・年始・旧正月に向けて 伝染病に対する防疫対策の強化を！

今シーズン、欧米をはじめ、世界各地で鳥インフルエンザが大流行しています。国内でも例年より早い9月に県内の野鳥でウイルス保有が確認されたのをはじめとして家きんでの高病原性鳥インフルエンザが頻発しており、昨年・一昨年シーズンを上回るペースとなっています。今シーズンは全国的に**環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況**であることから、家きん農場での発生防止について一層の警戒が必要です！

また、県内の野生イノシシでは継続して豚熱ウイルスの保有を確認しており、エサが少なくなる冬季においては、農場への接近・侵入リスクがさらに高まることが予想されます。

畜産関係者の皆様は、次の点にご留意ください！！

- アフリカ豚熱・口蹄疫等の発生地域への渡航自粛
- 海外からの動物検疫を受けていない**肉製品の輸入禁止**
- **農場への病原体侵入防止対策**の再徹底
→衛生管理区域等への立入制限、出入りの際の消毒の徹底、防鳥ネット等の点検・補修、農場周辺の消石灰散布など
- **畜舎内への病原体侵入防止対策**の再徹底
→畜舎周囲の消毒徹底、畜舎専用長靴への履き替え、消毒槽適切な管理(汚れたらその都度消毒液交換など)
- **家畜の異状**が認められた場合には、**直ちに家畜保健衛生所へ連絡**
飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！！

閉庁時緊急連絡用携帯電話
080-3403-0156
080-3403-0158

【アフリカ豚熱の症状】⇒ 豚、いのしし

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40~42℃)、皮下出血、脾臓の腫大、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。



写真出典: 国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

⇒ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない)。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も連絡を!

- ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

【口蹄疫の特定症状】⇒ 牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし

次の1~3のいずれかの症状を呈していること(鹿の場合、1では①・③に該当すること)。

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 39.0度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)があること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く)

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679